



沼田市結婚新生活支援事業

## 新婚世帯の住居費やリフォーム費用・



## 引っ越し費用を助成します

### ■対象となる人（次の①～⑥をすべて満たす方）

- ① 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届が受理された新婚世帯
- ② 交付申請時に、夫婦の双方または一方が市内の補助金の対象となる住居に居住し住民登録をされていて、婚姻日の年齢が夫婦共に39歳以下
- ③ 夫婦の令和7年分（令和8年4月から令和8年5月までの間に申請する場合は令和6年分）の所得の合計額が500万円未満の世帯  
※貸与型奨学金を返済している場合は返済額を所得から控除できる。
- ④ 市税などの滞納がない。他の公的制度による家賃補助などを受けていない。
- ⑤ 沼田市暴力団排除条例に規定する暴力団員でない。
- ⑥ 市が定める講座を夫婦共に受講する。 ※詳細は窓口でご案内します。

### ■対象となる経費 令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払った次の費用

- 結婚を機に市内で新居となる住宅を取得（新築・購入・建替）  
または、リフォームした場合の費用
- 結婚を機に市内で新居となる住宅を賃借した場合の費用（家賃・礼金・敷金・共益費・仲介手数料）※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分を除く
- 結婚に伴う引っ越しの費用（令和8年4月1日～令和9年3月31日の間の引っ越しに限る）  
※引っ越し業者または運送業者への支払いその他引っ越しに係る実費が対象

### ■提出書類

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 婚姻届受理証明書（または婚姻後の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本））
- ③ （新規の住宅取得費用の場合）売買契約書及び領収書の写し
- ④ （リフォームの場合）工事請負契約書・領収書の写し
- ⑤ （住宅賃借費用の場合）賃貸借契約書の写し及び領収書の写し
- ⑥ （引っ越し費用の場合）引っ越し費用を支払ったことが分かる書類（領収書、通帳等の写し）
- ⑦ 所得証明書
- ⑧ 貸与型奨学金を返済したことがわかる書類（※貸与型奨学金を返済している場合）
- ⑨ 住宅手当支給証明書（様式第2号）
- ⑩ （個人事業主の場合）住居費に係る申立書兼誓約書
- ⑪ 無職・無収入申立書兼誓約書（※結婚を機に離職して申請時点で再就職していない場合）



## ■補助額

夫婦双方が29歳以下の世帯・・・60万円

夫婦双方が39歳以下の世帯・・・30万円

### <継続補助について>

令和7年度に申請し、受給額が限度額に達しなかった世帯は、令和8年度に限り補助の対象とします。補助上限額は令和7年度限度額から令和7年度給付額を差し引いた額です。

【例】夫婦双方29歳以下の世帯の場合

令和7年度・・・35万円申請

令和8年度・・・上限額60万円－35万円＝25万円

を上限に申請できます。

## ■申請期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※事前にご相談ください。

## ■その他

雑所得として課税の対象となり、確定申告が必要になる場合があります。



森林文化都市キャラクター

ぬまたんち

©沼田市

申請期間は

令和8年4月1日～  
令和9年3月31日  
です

(事前にご相談ください)

<申請・お問い合わせ>

沼田市 こども課 子育て支援係

TEL：0278-23-2111